

生活保護制度の申請をするときの持ちもの

つき がいとう
次に該当するものを、できるだけご持参ください。

しょうい そろ せいかつほご しんせい
(書類がすべて揃ってなくても、生活保護の申請はできます)

また、スムーズにたいおう さいせいでいただくため、できるだけ来庁のご連絡をお願いします。

しゃかいふくしか せいかつしえんがかり 0883-22-2262 かいちようじかん へいじつ
* 社会福祉課 生活支援係 0883-22-2262 開庁時間：平日8:30~17:15

お聞きすることが多く、時間が長くなることもあります。ご自身の状況におうじて飲み物などの

も
お持ちください。

マイナンバーカード

借りている住宅の契約書、家賃の領収書

通帳 (記帳したもの) ※インターネットバンキングを含め、すべての口座

健康保険証、医療費の領収書 (請求書)

障がい者手帳、自立支援医療証、難病医療費受給者証

年金証書、年金手帳、年金額改定通知書、年金振込通知書、

ねんきん特別便

公共料金 (電気、ガス、水道) の領収書または請求書

給与明細書

手当などに関する書類

(失業給付金 (雇用保険)、傷病手当金、児童手当、児童扶養手当など)

生命保険に関する書類

車検証、運転免許証、自賠責保険証、任意保険証

学生証、在留カード

登記事項証明書、固定資産税納税通知書

持っているお金の確認

※申請される方の状況により、他の資料をお願いすることがあります。

ほご けつてい ひつよう
保護の決定に必要であるため、ご了承ください。